

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則	1
◎高知県行政組織規則等の一部を改正する規則	1
◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則	2
◎貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	2
告 示	
○公有水面の埋立ての免許 (漁 港 課)	2
○急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課)	3
○道路の区域変更(3件) (道 路 課)	3
高知県教育委員会規則	
◎高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	5
高知県収用委員会公告	
○公示による通知	8
○公示による送達	9

規 則

高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則をここに公布する。

平成19年12月4日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第131号

高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則

高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例(平成19年高知県条例第81号)附則の規定に基づき、同条例の施行の日は、平成19年12月19日とする。

高知県行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月4日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第132号

高知県行政組織規則等の一部を改正する規則

(高知県行政組織規則の一部改正)

第1条 高知県行政組織規則(平成15年高知県規則第43号)の一部を次のように改正する。

第69条第3号中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

(高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部改正)

第2条 高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則(平成9年高知県規則第36号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表10の項(8)中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

(高知県消費生活条例施行規則の一部改正)

第3条 高知県消費生活条例施行規則(昭和50年高知県規則第39号)の一部を次のように改正する。

別表の(3)の項中「、貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第30条第1項に規定する信用情報機関その他これらに」を「その他これに」に改める。

附 則

この規則は、平成19年12月19日から施行する。



宿毛市沖の島弘瀬字弘瀬325番1から325番3まで、329番、330番2及び797番2地先の公有水面

(2) 区域

次の点1から点10までを順次に直線で結んだ線、点10と点11を結ぶ平成18年秋分の日... 点25と点26を直線で結んだ線及び点26と点23を直線で結んだ線により囲まれた区域

- 点1 沖の島漁港(弘瀬)漁港原点(北緯32度42分47秒・東経132度33分00秒)から357度23分18秒29.47メートルの地点
点2 点1から33度21分50秒16.80メートルの地点
点3 点2から123度21分50秒1.50メートルの地点
点4 点3から33度21分50秒2.70メートルの地点
点5 点4から303度21分50秒1.50メートルの地点
点6 点5から33度21分50秒17.30メートルの地点
点7 点6から123度21分50秒1.50メートルの地点
点8 点7から33度21分50秒2.70メートルの地点
点9 点8から303度21分50秒1.50メートルの地点
点10 点9から33度21分50秒17.14メートルの地点
点11 点10から134度10分12秒4.14メートルの地点
点12 点11から182度57分49秒6.87メートルの地点
点13 点12から114度08分39秒1.10メートルの地点
点14 点13から203度54分53秒10.25メートルの地点
点15 点14から203度19分42秒0.44メートルの地点
点16 点15から244度58分06秒5.32メートルの地点
点17 点16から205度53分48秒5.08メートルの地点
点18 点17から205度57分25秒10.08メートルの地点
点19 点18から207度32分23秒10.05メートルの地点
点20 点19から207度33分18秒4.64メートルの地点
点21 点20から303度21分50秒5.02メートルの地点
点22 点21から213度35分15秒5.40メートルの地点
点23 沖の島漁港(弘瀬)漁港原点(北緯32度42分47秒・東経132度33分00秒)から15度11分30秒83.52メートルの地点
点24 点23から44度40分32秒2.13メートルの地点
点25 点24から134度40分32秒1.04メートルの地点
点26 点25から224度40分32秒2.13メートルの地点

(3) 面積

481.79平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

宿毛市沖の島弘瀬字弘瀬325番1から325番3まで、329番、330番2及び797番2地先の公有水面及び公共空地

(2) 区域

次の各点を順次に直線で結んだ線及び点Jと点Aを直線で結んだ線により囲まれた区域

- 点A 沖の島漁港(弘瀬)漁港原点(北緯32度42分47秒・東経132度33分00秒)から306度12分41秒77.40メートルの地点
点B 点Aから33度21分50秒98.27メートルの地点
点C 点Bから134度10分12秒80.44メートルの地点
点D 点Cから227度42分12秒9.29メートルの地点
点E 点Dから219度27分53秒6.51メートルの地点
点F 点Eから210度28分19秒7.21メートルの地点
点G 点Fから204度07分17秒6.01メートルの地点
点H 点Gから203度38分35秒24.37メートルの地点
点I 点Hから206度12分09秒11.11メートルの地点
点J 点Iから210度42分13秒19.56メートルの地点

(3) 面積

7,236.58平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 免許年月日

平成19年11月13日

高知県告示第771号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県安芸土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成19年12月4日

高知県知事 橋本 大二郎

安芸郡北川村小島(追加)

(1) 標柱を設置した土地の地番

Table with 3 columns: 標柱番号, 所在地, 地番. Rows include 5 (安芸郡北川村小島, 629-2), 6, and 7 (627-1).

(2) 区域

標柱5から7までを順次に直線で結んだ線、標柱7と平成16年12月高知県告示第724号で指定した安芸郡北川村小島急傾斜地崩壊危険区域内(以下「724号区域」という。)に存する標柱2を直線で結んだ線、724号区域に存する標柱2と724号区域に存する標柱1を直線で結んだ線及び724号区域に存する標柱1と標柱5を村道小島線に沿って結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第772号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年12月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年12月4日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 国道
2 路線名 194号
3 道路の区域

Table with 4 columns: 区間, 変更前後の別, 敷地の幅員(メートル), 延長(メートル). Rows show changes for 吾川郡いの町神谷字野窪3614番1 and 吾川郡いの町神谷字コヤノサコノ下タ3606番1.

高知県告示第773号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年12月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年12月4日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 国道
2 路線名 439号
3 道路の区域

Table with 4 columns: 変更前, 敷地の幅員, 延長

区 間	後の別	(メートル)	(メートル)	
吾川郡いの町上八川 上分字ナロ12028番 地先から 吾川郡いの町上八川 上分字ノダケマエ 6995番1まで	A	2.5	74	
		9.0		
	前	B	3.1	1,437
			17.3	
吾川郡いの町上八川 上分字ナロ12028番 地先から 吾川郡いの町上八川 上分字神田5996番1 まで	C	12.0	966	
				63.5
吾川郡いの町上八川 上分字ナロ12028番 地先から 吾川郡いの町上八川 上分字神田5996番1 まで	後	12.0	966	
		63.5		

高知県告示第774号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、
道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年12月4日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年12月4日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 441号
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

四万十市田出ノ川字 奥ハシ谷1117番28か ら 四万十市田出ノ川字 下モ鳥打場964番ま で	前	20.0	110
		54.0	
	後	20.0	110

教育委員会規則

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成19年12月4日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

高知県教育委員会規則第23号

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則（平成14年高知県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第3項中「受けた者」を「受けた者のうち自宅外通学者に係る奨学金の貸与を受けようとする者」に、「次の各号に掲げる」を「自宅外通学者であることを証する」に改め、同項各号を削る。

別記第1号様式中

課 程	全日制 定時制 通信制 専攻科 別 科
-----	---------------------------------

を

課 程	全日制 定時制（昼間部 夜間部） 通信制 専攻科 別 科
-----	--

に改める。

別記第1号様式の2及び別記第1号様式の4中

高等学校等の名称		課 程	全日制 定時制 通信制 専攻科 別 科
学 年 又 は 年 次	第 学年（年次）		

を

高等学校等の名称		課 程	全日制 定時制（昼間部 夜間部） 通信制 専攻科 別 科
学 年 又 は 年 次 （ 入 学 年 度 ）	第 学年（年次） （ 年 度 ）		

に改める。

別記第1号様式の5を次のように改める。

第1号様式の5 (第3条の2関係)

第 号
年 月 日

申請者氏名 様

高知県教育長 印

高知県高等学校等奨学金貸与内定通知書

年 月 日付けで申請のありました高知県高等学校等奨学金については、貸与することを内定しましたので通知します。

なお、自宅外通学者に係る奨学金の貸与を受けようとする者にあつては、高等学校等に入学後 年 月 日までに自宅外通学者であることを証する書類を高知県教育長に提出してください。

※ 今回の内定は、貸与の決定ではありません。貸与の決定については、月ごろを予定しています。

別記第14号様式中「大学に」を「大学等に」に改める。
別記第15号様式を次のように改める。

第15号様式 (第16条関係) (その1)

金融機関控え

高知県高等学校等奨学金返還金口座振替納付依頼書

年 月 日

口座振替取扱金融機関 様

奨学生 決定番号
住所
氏名
電話番号
保護者 住所
氏名
電話番号

届出内容 (該当するものの番号を○で囲んでください。)

- 1 新規 (私が納付すべき高知県高等学校等奨学金返還金を下記の指定預金口座から口座振替によって納入することとしたいので届け出ます。)
2 解除 (口座振替による納付依頼を取り消します。)

記

Table with fields: フリガナ, 名義人, 金融機関名, 支店(支所)名, 金融機関コード, 支店(支所)コード, 預金種別, 振替日, 高知県教育長が指定する日, 振替金額, 高知県教育長が指定する金額, 振替開始時期, 年 月から

- 1 この依頼書に記載した事項につき、貴金融機関所定の方法で口座振替の上お支払いください。この場合、普通預金規定又は当座勘定規定にかかわらず、普通預金通帳及び普通預金支払請求書の提出又は当座小切手の振出しを省略します。
2 所定の振替日に預金残高が請求金額に満たないときは、私に通知することなく高知県教育長に通知されても異議はありません。
3 この依頼に基づく取扱いについては、領収書の発行は必要ありません。
4 この依頼に基づく預金口座振替契約は、貴金融機関が必要と認めた場合には、私に通知することなく解約されても異議はありません。
5 この預金口座振替について、仮に紛争が生じても貴金融機関の責めによる場合を除き、貴金融機関には迷惑をお掛けしません。

- 備考 1 この様式は、3部複写とします。
2 奨学生が成年者である場合は、保護者の記載は必要ありません。
3 預金口座振替の開始は、この届出のあった月の翌月分からとなります。

Table with columns: 金融機関使用欄, 検印, 照印, 受付. Includes sub-table for 不備返却事由 (取引なし, 印鑑相違, 記載事項等相違, その他)

本人→取扱金融機関

(その2)

高知県控え

高知県高等学校等奨学金返還金口座振替納付届出書

年 月 日

高知県教育長 様

奨学生 決定番号
住所
氏名
電話番号
保護者 住所
氏名
電話番号

届出内容 (該当するものの番号を○で囲んでください。)

- 1 新規 (私が納付すべき高知県高等学校等奨学金返還金を下記の指定預金口座から口座振替によって納入することとしたいので届け出ます。)
2 解除 (口座振替による納付依頼を取り消します。)

記

Table with fields: フリガナ, 名義人, 金融機関名, 支店(支所)名, 金融機関コード, 支店(支所)コード, 預金種別, 振替日, 高知県教育長が指定する日, 振替金額, 高知県教育長が指定する金額, 振替開始時期, 年 月から

- 1 この届出により、高知県高等学校等奨学金返還金の振替収納に対する領収書の発行を省略し、預金通帳に記載される印字等により領収書の発行に替えてください。
2 この届出により、高知県高等学校等奨学金返還金の振替収納をした後、払戻しが生じた場合は、上記の指定預金口座に振り込んでください。
3 この取扱いを変更し、又は解除するときは、県に届け出ます。
4 県の都合により、この取扱いを停止されても、異議はありません。

- 備考 1 この様式は、3部複写とします。
2 奨学生が成年者である場合は、保護者の記載は必要ありません。
3 預金口座振替の開始は、この届出のあった月の翌月分からとなります。

金融機関確認印

本人→取扱金融機関→指定金融機関→県

(その3)

本人控え

高知県高等学校等奨学金返還金口座振替納付届出書

年 月 日

高知県教育長 様

奨学生 決定番号
 住 所
 氏 名
 電話番号
 保護者 住 所
 氏 名
 電話番号

届出内容 (該当するものの番号を○で囲んでください。)

- 1 新規 (私が納付すべき高知県高等学校等奨学金返還金を下記の指定預金口座から口座振替によって納入することとしたいので届け出ます。)
- 2 解除 (口座振替による納付依頼を取り消します。)

記

フリガナ											
名義人											
指定預金口座	金融機関名						支店(支所)名				
	銀行 金庫 農協						支店 支所				
	金融機関コード						支店(支所)コード				
預金種別	1 普通預金						口座番号				
	2 当座預金										
振替日	高知県教育長が指 定する日	振替金額	高知県教育長が指 定する金額	振替開始 時期	年 月 日 から						

- 1 この届出により、高知県高等学校等奨学金返還金の振替収納に対する領収書の発行を省略し、預金通帳に記載される印字等により領収書の発行に替えてください。
- 2 この届出により、高知県高等学校等奨学金返還金の振替収納をした後、払戻しが生じた場合は、上記の指定預金口座に振り込んでください。
- 3 この取扱いを変更し、又は解除するときは、県に届け出ます。
- 4 県の都合により、この取扱いを停止されても、異議はありません。

- 備考
- 1 この様式は、3部複写とします。
 - 2 奨学生が成年者である場合は、保護者の記載は必要ありません。
 - 3 預金口座振替の開始は、この届出のあった月の翌月分からとなります。

別記第17号様式中「(第18条関係)」を「(第17条関係)」に改める。

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

収用委員会公告

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第2項の規定による次の書面は、高知県収用委員会事務局において保管しているもので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書面を受領しないときは、平成19年12月12日をもって同項の規定による通知があったものとみなされます。

平成19年12月4日

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

- 1 書面の種類
平成19年10月19日付け現地調査の実施及び審理の開催についての通知書
- 2 書面の交付を受ける者の住所及び氏名
土佐市新居字北ノ丸5313番、5316番及び5321番の土地の所有者のうち次の者

- 住所不明。ただし、住民票住所
兵庫県神戸市西区王塚台一丁目3番地 ビラージュ王塚台105号 細木 政幸
- 住所不明。ただし、住民票住所
香川県高松市国分寺町新居58番地3 小山 千鶴
- 住所不明。ただし、戸籍の附票上の住所
ブラジル国サンパウロ州サンパウロ市 森田 里喜
- 住所不明。ただし、住民票住所
神奈川県川崎市川崎区大師河原二丁目2番2-601号 第2出来野マンション 松岡 昌則
- 住所及び氏名不明 亡中内善時の相続人
- 住所及び氏名不明 亡森澤八百馬の相続人
- 住所及び氏名不明 亡徳永虎之助の相続人
- 住所及び氏名不明 亡中内一三三の相続人
- 住所及び氏名不明 亡北山熊彦の相続人
- 住所及び氏名不明 亡松岡鹿太郎の相続人
- 住所及び氏名不明 亡細木彦定の相続人
- 住所及び氏名不明 亡横川國實の相続人
- 住所及び氏名不明 亡市木秀太郎の相続人
- 住所及び氏名不明 亡近澤久次郎の相続人
- 住所及び氏名不明 亡松岡政治の相続人
- 住所及び氏名不明 亡中平貞衛の相続人
- 住所及び氏名不明 亡富井富子の相続人
- 住所及び氏名不明 亡寺村元宜の相続人
- 住所及び氏名不明 亡中内清の相続人

住所及び氏名不明

亡田所庫の相続人

~~~~~

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、高知県収用委員会事務局において保管しているので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。  
なお、当該書類を受領しないときは、平成19年12月11日をもって同項の規定による送達があったものとみなされます。

平成19年12月4日

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

## 1 書類の種類

平成19年11月14日付け権利取得及び明渡しの裁決書

## 2 書類の交付を受ける者の住所及び氏名

四万十市右山字長池1020番2の土地の所有者のうち次の者

住所不明

江口 秀夫

住所不明

宮村 理枝